



ご注意

スマホでお手続きの方へ

ご注意

前画面に戻るときは < のボタンを押してください。

※ × や 完了 ボタンを押すとブラウザが閉じてしましますのでご注意ください。

INDEX

Travelキャンセル保険 重要事項等説明書

国内旅行傷害保険 重要事項等説明書

2022年9月17日以降にお申込みの方へ



ご注意

必ずご確認ください!

Travelキャンセル保険と国内旅行傷害保険のセットの保険は、
1つの旅行行程(※)に対して1契約のみお申込みいただけます。
複数の予約がある場合でも1契約でお申込みください(ただし、
国内航空券の予約については、対象外のためお申込みいただけません。)。

旅行日程の内、**一部の日程だけお申込みいただくことは出来ません**のでご注意ください。

(※)自宅を出発してから帰着するまでの旅行行程をいいます。

Travelキャンセル保険

重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 …保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 …ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 商品のしくみと補償内容

契約概要

注意喚起情報

(1)商品のしくみ

Travelキャンセル保険(※1)は、突然の入院や通院、大雨や大雪による特別警報の発表などで旅行予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。

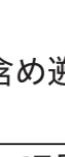
なお、旅行予約をキャンセルした事由により補償される割合が異なります。詳しくは(2)補償内容「保険金をお支払いする主なキャンセル事由／てん補割合」の表をご確認ください。

(※1)Travelキャンセル保険は、費用の保険普通保険約款にTravelキャンセル費用特約をセットした商品の名称です。

Travelキャンセル保険

普通保険約款

費用の保険普通保険約款



補償に関する特約

Travelキャンセル費用特約



その他の特約

保険料支払手段に関する特約

Travelキャンセル保険の補償対象は国内旅行で、「国内宿泊」「国内ツアー(※2)」「日帰りツアー(※3)」「航空券予約」の4つのタイプの旅行予約が対象となります。

国内宿泊

国内ツアー

日帰りツアー

航空券予約

(※2)国内宿泊とバス、航空機、鉄道・新幹線、船(クルーズを除きます)がセットされている旅行をいいます。

(※3)宿泊を伴わない旅行で、バス、航空機、鉄道・新幹線等がセットされている旅行をいいます。

(2)補償内容

被保険者または同行者に下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担した場合に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額は以下のとおりです。

お支払いする保険金(※)=キャンセル料×キャンセル事由に応じたてん補割合

(※)保険金額を限度とします。なお、既にお支払いしている保険金がある場合は、保険金額からお支払いした保険金の合計額を差し引いた残額を限度とします。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主なキャンセル事由	てん補割合
①死亡した場合	
②被保険者または同行者の配偶者または親族が死亡した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。	
③旅行開始日を含め遡って7日以内に入院する場合	
④旅行開始日またはその前日に通院した場合(※1) なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。	
⑤被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って7日以内に入院することに伴い看護または介護を行う場合	
⑥被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日またはその前日に通院したことにより看護または介護を行った場合 なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。	
⑦常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限り、また、家屋の機能の喪失または低下を伴わない損害は除きます。 ・火災、落雷、破裂または爆発(※2) ・風災(※3)、雹(ひょう)災または雪災(※4) ・水災(※5) ・地震、噴火またはこれらによる津波	100%
⑧乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関に運休、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合 ただし、運行時刻が定められている交通機関に限ります。	
⑨裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合	
⑩勤務先の業務命令により旅行日程内に日本国外への出張または国内の宿泊を伴う出張を余儀なくされた場合	
⑪気象庁による特別警報が発表された場合	
⑫旅行開始日またはその前日に交通事故(※7)を起こした場合	
⑬旅行開始日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合	
⑭道路交通法に定める免許の取消し、停止等の処分を受けた場合 ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限ります。	50%
⑮妊娠の事実が判明した場合 ただし、旅行契約等申込時に妊娠の事実が判明していた場合を除きます。	
⑯飼っている犬または猫が死亡した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限ります。	
⑰次に掲げる事由に該当する場合 ア. 指定感染症等(※8)にかかったことにより医師の判断で宿泊療養または自宅療養を余儀なくされたまたは入院(③)に該当する場合を除きます。)することになった場合 イ. 国、地方公共団体または医師により指定感染症等(※8)にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合 ウ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき健康状態の報告を求められた場合	30%
⑱法令に基づき設置された対策本部の長または地方公共団体の長による法令に基づく外出自粛要請に従い、外出を自粛した場合	
⑲旅行日程内に参加することを予定していたイベント(※9)が中止または延期となった場合	

(※1) 通院

旅行等の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限ります。

(※2) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※3) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(※4) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(※5) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(※6)・落石等をいいます。

(※6) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※7) 交通事故

車両の交通によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいい、警察へ届け出た事故に限ります。

(※8) 指定感染症等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症のうち、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症をいいます。

(※9) イベント

演劇、コンサート、スポーツ・競技会その他これらに類似の興行をいい、予めチケットを購入しているものに限ります。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参考ください。

- ①被保険者または同行者の犯罪行為または闘争行為
- ②被保険者または同行者に対する刑の執行
- ③被保険者または同行者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等(※1)を運転している間に生じた事故
- ④保険契約者、被保険者(※2)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ⑤差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※3)
- ⑦核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨直接であると間接であるとを問わずテロ行為(※4)によって、またはテロ行為(※4)の結果として生じた損害

など

(※1)自動車または原動機付自転車をいいます。

(※2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(※3)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※4)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

2

保険期間および保険責任開始日

契約概要

保険契約お申込み後、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。

補償の終了は、旅行終了日(※)の午後12時となります。

(※)旅行タイプが「航空券予約」の場合、復路の出発日が旅行終了日となります。(片道のみの場合は往路の出発日が旅行終了日となります。)

(注)この保険の保険期間は最長1年間となります。保険契約お申込みから旅行終了日が1年を超える旅行予約のお引受けはできません。

3

引受条件(保険金額など)について

契約概要

(1) 保険金額

この保険の保険金額は保険契約申込時点の予約代金(※)で、契約内容確認証記載の金額です。

(※)予約代金とは各種割引適用前の金額(税込)をいいます。ただし、キャンセル料が割引後の予約代金に適用される場合は、割引後の金額とします。

(2) ご契約者・被保険者

ご契約者の方は18歳以上の個人となります。被保険者はご契約者本人に限ります。

4

保険料のお支払いについて

契約概要

保険料は一括払で、クレジットカードにてお支払いいただけます。

(クレジットカードはご契約者本人のカード(家族カードを含みます)に限ります。)

(注)この保険の保険期間は最長1年間となります。保険契約お申込みから旅行終了日が1年を超える旅行予約のお引受けはできません。

5

保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。

ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

6

事故が発生した場合

・事故が発生した場合は、当社マイページからただちに当社までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることがあります。

・保険金の請求を行うときは普通保険約款・特約に定める書類等(キャンセル事由を証明する書類、キャンセル料およびキャンセル料の支払いを確認できる領収証、等)をご提出いただけます。

・この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

7

解約返れい金および解約のお手続き

注意喚起情報

この商品の解約返れい金は、解約のお申出日によって以下のとおりとなります。

<旅行開始日を含め遡って16日以前>

保険料の全額を解約返れい金として返還します。

ただし、保険金のお支払いがある場合は解約返れい金はありません。

<旅行開始日を含め遡って15日以降>

解約返れい金はありません。

ご契約を解約する場合は、当社マイページからお手続きください。

(1) 告知事項

ご契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険に告知事項はありません。

(2) 通知事項

ご契約者または被保険者は、同行者が変更または減員となった場合(※1)は、当社マイページで変更手続きを行ってください。なお、同行者の変更または減員以外で旅行予約の内容(※2)が変更となった場合は、保険契約はご継続いただけません。当社マイページより解約のお手続きを行ってください。

(※1)同行者を追加する変更手続きはできませんが、この場合でも新たに参加することとなった同行者に①(2)補償内容の「保険金をお支払いする主なキャンセル事由」の表に掲げているいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担したときには保険金をお支払いします。

(※2)旅行予約の内容に変更がなく、旅行終了日が短縮となる場合については、変更手続きが可能です。

この保険は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

10 クーリングオフについて

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

11 補償重複について

この保険契約と同様の補償内容の保険にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

12 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消もししくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

13 少額短期保険業者について

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。

少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

①保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)となります。

(Travelキャンセル保険の保険期間は最長1年です。)

②1被保険者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円(ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円)までとなります。

③1契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

14 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

(1)少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることができます。また、保険期間中に以下の措置を講じることができます。

①保険料の増額

②保険金額の減額

(2)少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

1. 個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、当社の商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

①当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

②再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

③国内外のグループ会社や提携先に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

④保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式ウェブサイト(<https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/>)をご覧ください。

2. 保険金請求手続きにおける個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取扱いについて①に記載の業務委託先には、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先を含みます。

指定紛争解決機関

Mysurance株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務に関する基本契約(ADR契約)を締結しています。)

少額短期ほけん相談室

 0120-82-1144

<受付時間>

平日9:00~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始は休業)

取扱代理店について

本保険はインターネットを経由しMysurance株式会社と締結いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、当社マイページをご利用ください。

取扱代理店は、Mysurance株式会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務などの代理業務を行っている場合と、お客さまの保険契約締結の媒介業務を行っている場合があります。(なお、媒介業務の場合は、保険契約締結の代理業務を行いう権限はありません。)詳しくは代理店の取扱方針等をご確認ください。

Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】

<https://www.mysurance.co.jp>

【お問合せフォーム】

<https://inquiry.mysurance.co.jp/contact#/>

MYSURANCE

MysuranceはSOMPOグループの一員です。

MYS21-001464

国内旅行傷害保険

重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

この重要事項等説明書は、ご加入に際しご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。なお、ご加入者以外の被保険者（保険の対象となる方、以下同様とします。）にも、重要事項等説明書に記載した内容をお伝えください。

1 この保険のあらまし(契約概要のご説明)

1 商品の仕組み

この商品は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約等をセットしたものです。

2 保険契約者・被保険者

この商品はMysurance株式会社を保険契約者とする包括契約で、被保険者はTravelキャンセル保険の被保険者および同行者です。

3 保険期間

旅行開始日から補償が開始されます。補償の終了日は、旅行終了日の午後12時となります。（上記期間のうち、国内旅行のため住居を出発してから住居に帰着するまでの国内旅行行程中が補償期間となります。）

4 保険料のお支払いについて

保険料は、Travelキャンセル保険と同時に、一時払でクレジットカードにてお支払いいただきます。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店までご連絡ください。なお、国内旅行傷害保険のみ解約することはできません。解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することができます。また、返還される保険料があって多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

6 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 補償の内容

日本国内における旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故において、被保険者（保険の対象となる方）がケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。）

「急激」とは

突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることがあります。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

1 基本補償の内容

(1) 保険金をお支払いする主な場合

お支払いする主な保険金は次のとおりです。

詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金をお支払う場合」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入院保険金 入院1日目から補償	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
通院保険金 通院1日目から補償	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

（注1）すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(2)保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・損害に対しては、保険金をお支払いしません。詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	<ul style="list-style-type: none">●故意または重大な過失●自殺行為、犯罪行為または闘争行為●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転●脳疾患、疾病または心神喪失●妊娠、出産、早産または流産●外科的手術その他の医療処置●戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの●地震、噴火またはこれらによる津波●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 <p>など</p>
賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none">●故意●戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの●地震、噴火またはこれらによる津波●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任●被保険者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任●被保険者と旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(ホテル・旅館等の宿泊施設の客室に与えた損害は除きます。)●航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など (※)次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。 ①原動力がもっぱら人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)

2 セットできる主な特約とその概要

セットできる特約はプランによって異なります。

以下は概要を記載しています。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

特約の種類	補償の内容
賠償責任補償特約	<p>日本国内において、住宅(※1)の所有・使用・管理または被保険者(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)(※3)により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。(※4))。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(※1)被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)被保険者の範囲は保険種類によって異なります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。</p> <p>(※3)旅行行程中の偶然な事故にかぎります。</p> <p>(※4)ご契約時に自己負担額を設定された場合は、損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。</p>
新型コロナウイルス感染症一時金支払特約	<p>日本国内において次の①または②のいずれかに該当した場合は、新型コロナウイルス感染症一時金をお支払います。</p> <p>①旅行行程中に被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病した場合</p> <p>②被保険者が参加した旅行に起因して、旅行行程が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病した場合</p>

＜用語のご説明＞

この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
他の保険契約等	傷害総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険、国内旅行傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
新型コロナウイルス感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(注)をいいます。 (注)新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。

③ ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

① クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)

この保険は保険期間が1年以下であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回等)ができません。

② 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項(告知義務等)

① 告知事項

告知事項は損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

なお、この商品に告知事項はありません。

② 死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

③ ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

(2) 契約締結後における留意事項(通知義務等)

① 住所または通知先を変更された場合

契約内容確認証記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

② 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

③ 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。

被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 責任開始期(保険の補償が開始される時期)

保険責任は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。保険料は、ご契約と同時に全額をお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

4 保険金の請求について

- (1) 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることあります。
- (2) 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることあります。
- (注) 賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (3) 保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など
③	ケガの程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体のケガまたは病気に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- (4) 上記(3)の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (5) ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

5 保険金をお支払いできない主な場合

「**2 補償の内容**」の保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

6 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することができます。また、返還される保険料があつても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

(注) ご契約後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合においては、保険料を返還しません。

- (※1) 傷害保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることもありますので、ご注意ください。

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

10 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することができます。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

● 契約者・取扱代理店

Mysurance株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

【お問合せフォーム】

<https://inquiry.mysurance.co.jp/contact#/>

● 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 情報通信産業部 営業課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

【お問合せ専用メールアドレス】

10_mys-hoken@sompo-japan.co.jp

● 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

● 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110

(受付時間:24時間365日)

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

● 本書面は概要を説明したものです。詳細につきましては普通保険約款・特約をご確認ください。普通保険約款・特約は、保険契約者のオフィシャルホームページから確認いただけます。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● ご契約内容は、Mysurance株式会社のマイページから、契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

(SJ21-17134(2022年3月24日))



SOMPO

損保ジャパン